

# PTAの会則としおり

令和5年度版

人・時・物を大切に



限りなき発展と希望

調布市立第四中学校PTA

調布市若葉町3-15-1

電話：03-3308-1175

PTAとは P(親“保護者”)とT(先生)とのA(会)です

# 調布市立第四中学校 P T A 会則

## 第 1 章 名称及び目的

第 1 条 本会は調布市立第四中学校 P T A と称し、所在地を調布市第四中学校（以下「本校」という。）に置く。（調布市若葉町 3-15-1）

## 第 2 章 会 員

第 2 条 本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員は、会員になる資格を有し、入会の意味表示と共に会員となる。

## 第 3 章 目 的

第 3 条 本会は、学校と家庭との関係を緊密にし、保護者と教師と一般社会の協力を促進して、地域における教育的環境を整え、全生徒の心身の健全な発達をはかる事を目的とする。

## 第 4 章 事 業

第 4 条 本会は、前条の目的達成のために次の活動をする。

1. 学校行事や教育活動全般について理解を深め、協力すること。
2. 地域社会における生活環境の整備、浄化に関すること。
3. 行政当局や各種団体との連絡をはかり、施設の改善をはかること。
4. 会員相互に修養をはかり、親睦を深めること。
5. 会員の福利厚生に関すること。
6. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない
7. この会または、この会の役員の名で、いかなる選挙の候補者も推薦しない。
8. 教員の人事には干渉しない。

## 第 5 章 会 計

第 5 条 本会の会員は会費を納めるものとする。会費は一家庭につき年間 1,800 円（月額 150 円 × 12 か月）とする。

第 6 条 本会の経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

第 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 6 章 役員、委員及び会計監査

第 8 条 本会に以下の役員等を設置する。

1. 本会に次の本部役員を置く。
  - (1) 会長 1 人
  - (2) 副会長 3 人以上（1 人は副校長）
  - (3) 会計 3 人（1 人は教員）
  - (4) 書記 3 人以上（1 人は教員）
2. 本会に次の担当役員を置き、その人数は全体で 18 人以上とする。
  - (1) 四中サポーター統括・施設改善担当
  - (2) 地区協担当
  - (3) 四中施設利用団体担当
  - (4) 進学フェア担当
  - (5) 制服などのリユース担当
3. 本会にクラス委員を置き、その人数は一学級 2 人とする。
4. 本会に会計監査 2 人置く。

第 9 条 本部役員、担当役員、クラス委員及び会計監査は次の職務を行う。

1. 会長は会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長職を代行する。
3. 会計は本会の会計全般の事務にあたる。

4. 書記は会の活動に関する重要事項を記録し、会務に関係のある諸種の資料を整理、保管する。
5. 担当役員は各担当の役割を担う。
  - (1) 四中サポーター統括・施設改善担当  
PTA 会員へのサポーター活動の周知を図り、各種行事のサポート業務を取り仕切り、サポーターを集め、その業務を管理する。
  - (2) 地区協担当  
若葉学校地区協議会の会議に出席し、地区協が実施するイベントを支援する。
  - (3) 四中施設利用団体担当  
体育祭や夏祭りでの警備などを行う中学校を利用する四中施設利用団体（正式名称：目的外利用団体）の連絡窓口となり、業務実地日時や実地内容を周知・監督する。
  - (4) 進学フェア担当  
調布市 PTA 連合会が主催し、例年 7 月下旬に開催される「進学フェア」の運営の一部業務を担う。PTA 連合会の指揮のもと、必要な会議（年 4 回程度）に出席し、割り当てられた担当業務を遂行する。
  - (5) 制服などのリユース担当  
本校卒業生から不要となった制服や体操服などを収集し、整理し、再利用を希望する PTA 会員に配布する。
6. クラス委員は学級を中心とした会員相互の親睦を図り、学年・学級 PTA の発展に努める。
  - 1 学年および 2 学年のクラス委員は次年度の本部役員を選出し、書面にて承認を求める。会員の 1/3 以上の賛成で承認とする。
  - 3 学年は、卒業対策委員会として主に卒業記念品の選定・注文・配布を担う。
7. 会計監査は本会の経理を定期及び必要に応じて監査し、その結果を総会に報告する

#### 第 10 条

- 本部役員、担当役員、クラス委員及び会計監査は、次の方法により選出する。
1. 本部役員及び会計監査は当該年度の 1 学年及び 2 学年のクラス委員が選出を担い、書面において承認し決定する。
  2. 担当役員は学級ごとに選出し、その役割は互選によって決定する。
  3. 会計監査は役員及びクラス委員とは兼務できない。
  4. クラス委員は学級ごとに選出される。2 学年・3 学年は前年度クラス委員が、1 学年は本部役員が選出作業を担う。

#### 第 11 条

- 本部役員、担当役員、クラス委員の任期については次のように定める。
1. 本部役員の任期はこれを 1 年とし、2 期まで再選することが出来る。
  2. 担当役員の任期はこれを 1 年とし、当該生徒に関して再選することはできない。ただし、本人の希望により再選を希望する場合は、それを妨げない。
  3. クラス委員の任期はこれを 1 年とし、当該生徒に関して再選することはできない。ただし、本人の希望により再選を希望する場合は、それを妨げない。
  4. 会計監査の任期はこれを 1 年とし、再選することはできない。
  5. 欠員が生じた場合、後任者の選出は運営委員会が行い、その任期は前任者の残任期間とする。

#### 第 12 条

会員は本会の活動を支援するために、四中サポーターとして活動するものとする。

### 第 7 章 会 議

#### 第 13 条

会議は以下とする。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 本部役員会

#### 第 14 条

総会は以下とする。

1. 総会は最高決議機関で、毎年 1 回 1 学期に開く。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとときに開催する。
2. 定足数は会員の 3 分の 1 とし、委任状を認める。
3. 総会で次の事項を行う。
  - ① 役員及び会計監査の承認・紹介

- ② 前年度事業報告
- ③ 前年度決算報告
- ④ 年間活動基本方針・予算案審議決定
- ⑤ その他

- 第 15 条 運営委員会は総会につぐ決議機関で、本部役員、担当役員、クラス委員、校長によって構成し、本会の活動方針を協議決定する。開催回数及び日程は、年度初めに定める。
- 第 16 条 役員会は必要に応じて開催し、年間計画の立案と活動、運営委員会に提出する案件の作成等行う。
- 第 17 条 本部役員会は必要に応じて開催し、役員会及び運営委員会に提出する案件の作成
- 第 18 条 担当教職員以外の教職員も必要に応じて各会議に出席し、活動することができる。
- 第 19 条 校長は役員会に出席できる。

## 第 8 章 同 好 会

- 第 20 条 会員の教養文化の向上及び健康増進のため、同好会を置くことができる。

## 第 9 章 退 会

- 第 21 条 卒業、転校等によって本校を転出する場合は自動退会とする。また、会員より退会の申し出があった場合はそれを妨げない。  
本会則第 5 条は細則により平成 23 年 3 月に見直し。

## 第 10 章 そ の 他

- 第 22 条 その他必要な事項は細則で定める。

## 第 11 章 附 則

- 第 23 条 本会則の変更は、総会の議決を経て行うものとする。
- 第 24 条 細則は、この会則に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。運営委員会はその結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第 25 条 本会則は昭和 45 年 4 月に改正。  
本会則は昭和 52 年 5 月に改正。  
本会則第 5 条は昭和 53 年 4 月に改正。  
本会則第 8 条 1 は昭和 54 年 11 月に改正。  
本会則第 5 条は昭和 58 年 4 月に改正。  
本会則第 4 章、第 5 章、第 6 章は平成 4 年 4 月に改正。  
本会則第 5 条は平成 5 年 4 月に改正。  
本会則第 5 条は平成 16 年 2 月に改正。  
本会則は平成 20 年 3 月に改正。  
本会則第 5 条は細則により平成 23 年 3 月に見直し。  
本会則は平成 24 年 4 月に細則改正。  
本会則は平成 26 年 3 月に細則改正。  
本会則は平成 26 年 4 月に改正。  
本会則第 8 条 1 は平成 29 年 3 月に改正。  
本会則第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 5 条、及び細則は平成 30 年 3 月に改正。  
本会則第 8 条 2 は平成 30 年 4 月に改正。  
本会則は平成 31 年 2 月に改正。  
本会則は令和 2 年 2 月に改正。  
本会則は令和 3 年 3 月に改正、令和 3 年 4 月 1 日より施行。  
本会則第 6 条 9、第 14 条 1、第 14 条 3 は令和 3 年 6 月に改正。  
本会則第 5 条は令和 4 年 3 月に改正。  
本会則は令和 5 年 1 月に細則改正。

## 調布市第四中学校 P T A 細則

### 《会費》

1. 家庭の事情により会費納入が困難と思われる場合は、保護者より学級担任を通じ会長に申請し、会費納入を免除することができる。
2. 本会則第 5 条の改正に伴い、改正年より最長 5 年を目処に会費の見直しを行う。

### 《本部役員》

3. 期終了後 10 年は、「本部役員」「担当役員」「クラス委員」の選出の候補とはならない。なお、本項は令和元年以降の本部役員経験者を対象とする。
4. 選出する本部役員及び会計監査は、会則第 8 条による定数とする。
5. 選出する候補者の選定方法は、当該年度の本部役員の合議により運営委員会の承認を経て決定するものとする。

### 《担当役員》

6. 任期終了後は、当該生徒在籍のクラスに限り「クラス委員」の選出の候補とはならない。ただし、本人が希望する場合は選出候補となることができる。

### 《クラス委員》

7. 任期終了後は、当該生徒在籍のクラスに限り「担当役員」の選出の候補とはならない。ただし、本人が希望する場合は選出候補となることができる。

### 《同好会》

8. 同好会は原則として会員 5 名以上とし、新設・休部・廃部の場合は運営委員会で審議し決定する。

### 《専門委員会（諮問委員会）》

9. 専門委員会は、特定の目的のために活動を行う。専門委員会の運営経費は P T A 会費から支出される。専門委員会はその特定の目的において、P T A 会費とは異なる経費を P T A 会員から徴収することができる。専門委員会の設置、特定の目的のための追加経費徴収は総会で審議・承認される。

## 調布市立第四中学校 P T A 慶弔規定

1. 会員が死亡した場合 5,000 円
2. 生徒が死亡した場合 5,000 円
3. 学校教職員の結婚・出産・転退職 3,000 円  
但し退職の場合は記念品を添える。
4. 以上各項及びその他の事情については状況に応じ運営委員会で決める。
5. 本規定は令和 5 年 1 月に改定。